

オープンデータ推進について

平成 28 年 12 月 15 日
内閣官房情報通信技術総合戦略室

平成 28 年 5 月 20 日に I T 戦略本部で決定された「オープンデータ 2.0」に基づく取組を加速・充実するため、以下の取組みを推進する。

今般公布・施行された「官民データ活用推進基本法」（議員立法）において、国及び地方公共団体による官民データ活用に関する計画策定やデータ利用に向けた措置が盛り込まれたことを踏まえ、積極的に取り組む。

1. I T 戦略本部及び官民データ活用推進戦略会議を開催し、I T 本部の司令塔機能を十分発揮することで、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される 2020 年までの「オープンデータ集中取組期間」において、オープンデータに関する取組を強力に推進する。
2. 政府が保有するデータに関しては、
 - ① 具体的な開示ルールを定めたガイドラインを整理・統合するとともに、「原則公開」のルールを徹底する（個人情報保護や国家安全保障等の観点からの例外を除き公開することとし、公開できない場合は原則その理由を公開）、
 - ② 限定的な関係者間での共有等を経ることで、将来的なオープン化の可能性のあるデータについては、「限定公開」又は「限定共有」を積極的に推進する、
 - ③ データベース構築にあたっては、オープンデータを前提とする（非公開とすることに合理的な理由がないものについては、予算計上を認めないこととする）、
 - ④ データ構造やデータ形式の標準化とともに、機械判読性に優れた形式での公開を推進。
3. 地方公共団体が保有するデータに関しては、オープンデータ取り組み状況を調査・公表するとともに、最低限公開すべきデータセット（標準フォーマットを含む）を示すなど、全団体がオープンデータに積極的に取り組むよう支援を強化する。